

黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月18日

黒石市教育委員会教育長 阿保 淳 士

黒石市教育委員会規則第2号

黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則（昭和57年黒石市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表の1 小学校の黒石東小学校の項中「牡丹平(字福民北78の2、14、15、59、61、63～65、67、73～96、101の1、3、105の1、2、4、6、106の1、2、4、13、16～18、21、24～26、字福民西82の1～4、11～13、85の2、86の4、5、7、10、11、87の1、2、4、5、7、8、10、88の3～5、7～13、17、18、21)」を「牡丹平字福民北の一部(78番地のうち2、14、15、58から96まで、101番地、105番地、106番地)、牡丹平字福民西の一部(74番地のうち1から9まで、17以降、77番地、82番地、85番地、87番地、88番地、98番地)」に改め、同表六郷小学校の項中「赤坂「野崎、北野崎、宮元、西田、東池田、池田(池田の内2の2を除く。)」、上十川字「北原一番、北原二番、北原三番47以降、北原六番56の21、村元一番(1～30の4、59)、山元(5、7、67の49)、長谷沢一番囲)」を「赤坂字野崎、赤坂字北野崎、赤坂字宮元、赤坂字西田、赤坂字東池田、赤坂字池田(2番地2を除く。)、上十川字北原一番、上十川字北原二番、上十川字北原三番の一部(47番地以降)、上十川字北原六番の一部(56番地21)、上十川字村元一番の一部(1番地から30番地4まで、59番地)、上十川字山元の一部(5番地、7番地、67番地49)、上十川字長谷沢一番囲)」に改め、同表上十川小学校の項中「青山(1～111)、松原(1の1、1の2、2～6、7の1～3、8の11、16の2、17の1、2、18、19の1、2、20～36、37の1、38の1、2、40～48、49の2、50の1、2、52、53、)の区域」を「青山の一部(1番地から

111番地まで)、松原の一部(1番地のうち1、2、2番地から6番地、7番地のうち1から3まで、8から11まで、16番地2、17番地のうち1、2、18番地、19番地のうち1、2、20から36ま)に、「赤坂字池田2の2」を「赤坂字池田の一部(2番地2)」に改め、同表中郷小学校の項中「北田中(字田中、村後北)」を「北田中字田中、北田中字村後北」に改め、同表東英小学校の項中「花巻(字花巻、北村下平、南家岸、村上、村家岸、山手村上、村下平9の8、9の9、10の3、24以降、長坂南11の3を除く。)、沖浦字青荷沢及び大巻前」を「花巻字花巻、花巻字北村下平、花巻字南家岸、花巻字村上、花巻字村家岸、花巻字山手村上、花巻字村下平の一部(9番地のうち8、9、10番地3、24番地以降)、花巻字長坂南(11番地3を除く。)、沖浦字青荷沢、沖浦字大巻前」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。